

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

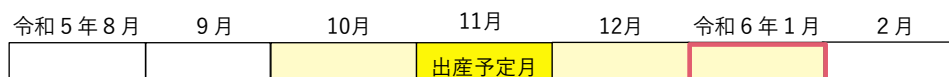


※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

※減額前の保険税額が限度額を超過している世帯では、免除を適用しても保険税額が変わらない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 ・・・対象期間

- 保険税が減額されたことにより過払いになった場合、保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 出産予定日または出産日を確認できる書類（母子健康手帳など）
- ③ 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ④ 世帯主の身元確認書類
- ⑤ 世帯主のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバー確認書類がない場合は、市がマイナンバーを確認しますのでマイナンバーを確認できる書類の添付は不要です）

届出・お問い合わせ先

武蔵野市役所 健康福祉部保険年金課国保年金係（届出は郵送でも可能です）
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 TEL：0422-60-1835（直通）